

大学寮「文学科」二題

久 木 幸 男

Two Remarks about the Department of Chinese Literature in
Daigakuryô, National University in Ancient Japan

Yukio HISAKI*

序

文章道あるいは紀伝道と呼びならわされてきたところの、大学寮における漢文学・中国史専攻の課程（本稿ではその正式呼称をも問題にするので、仮に「文学科」と呼ぶ）については、これまでに少なからぬ研究の蓄積がある。周知のように文学科は、とくに9世紀以後大学寮の筆頭学科・中心学科の位置を占めて平安朝漢文学隆盛の淵藪となったのみならず、当時の政界・官界のリーダーをも多数輩出した。そのため教育史はもちろん、政治史・文化史・日本漢文学史・国文学史などにおいても研究対象として取り上げられることが少なくなく、文学科をめぐる諸問題に対しては広く深く考察のメスが加えられてきた¹⁾。ところが近年、文学科に関する極めて基礎的な問題をめぐって新しい提言がなされているので、本稿ではそれを取り上げて若干の検討を試みたい。新しい提言とは、東野治之氏の文学科設立年代に関する新説および桃裕行氏の文学科の正式名称についての主張であって、何れも在来の通説ないし多数説とは真向から対立する斬新な提言である。

ただし東野氏の新説には、その論拠に多少の曖昧さが残る点もある。しかし近年活発化しつつある木簡研究の有力な推進者として木簡資料を駆使しつつ古代の学問・教育に関するすぐれた論考²⁾を精力的に発表しておられる東野氏の新主張は、綿密な検討に価するだけの重みをもっていると考えられる。また戦後早い時期に『上代学制の研究』(1947年)を世に問うて大学寮研究をリードして来られた桃氏は、その後文学科の正式名称について新しい主張をされたことがあったが³⁾、この程公刊された上記著書の復刻改訂版においてこの主張をさらに明確な形で繰り返しておられる。氏の驥尾に附して古代教育史を手がけている一人として、氏の主張をどう受け止めるかは避けて通ることのできない問題であると思われる。それゆえ、東野氏・桃氏の提言に対するささやかな検討の結果を、以下にまとめてみたいと思う。

* 教育学教室 (Dept. of Education)

注

- 1) 研究史のおおまかな整理は、『講座 日本教育史』5, 研究史・研究方法(1983年)中の拙稿「原始・古代」において試みた。
- 2) 東野治之『『論語』『千字文』と藤原宮木簡「平城宮出土木簡所見の『文選』李善注」「奈良時代における『文選』の普及」など(以上, 同氏『正倉院文書と木簡の研究』1977年所収), 同氏「平城宮出土資料より見た難波津の歌」「美努岡万墓誌の述作」「漢字の伝来と受容」など(以上, 同氏『日本古代木簡の研究』1983年所収)
- 3) 桃裕行「古事類苑と上代学制」(『古事類苑月報』6, 1967年9月)

I

これまで大学寮文学科は、728年(神亀5)および730年(天平2)の学制改革に際して新設されたと考えられてきた。ただ細部については異説があった。文学科教官である文章博士1名の設置が728年であること、その学生である文章生の入学資格が規定されたのが730年であることについては一致を見ているが、文章生の設置時については728年説¹⁾と730年説²⁾とがある。また文学科新設の目的については、大学寮の学科を貢举(国家試験)の科目(秀才科・進士科)に対応させるためとする多数説³⁾と、宮廷詩人養成のためとする少数説⁴⁾とがある。このように細部においては若干の相違を残しながらも、神亀・天平の学制改革において文学科が設立されたとする通説に疑念がさしはさまれたことは、これまでは全くなかったのである。

ところが東野氏は次のように述べて在来の通説を否定するとともに、奈良時代初期設立説を提起された。

これまでの通説では、明法科と共に、これらの改革で(神亀・天平の学制改革を指す、引用者注)文章科(本稿でいう文学科、引用者注)が創置されたとするが……利光三津夫「奈良時代における大学寮明法科」(『律令制とその周辺』所収)の研究結果から類推して、文章科も奈良時代初期から置かれていたとみるべきであろう⁵⁾。

文学科設立年代は奈良時代初期にまで遡り得るとする主張は、管見の範囲では全く新しい説である。ただ残念なことに氏はその論拠を明確に示されていない。この新説は、奈良時代における『文選』の普及状態を具体的に解明された論考の中で提起されているのであるが、『文選』の普及をもたらした一要因として文学科の早期設立が主張されているのではない。それとは反対に、「文選の普及は、登庸試や大学寮の教育に直接結びつかない⁶⁾」と明言されている。結局上引箇所述べられているように、利光三津夫氏の所説からの「類推」という以上の論拠はないと見るほかはないのであるが、もしそうであるならば東野氏新説の検討は、氏の「類推」に根拠を与えた利光氏所説の検討を通じて行なうほかはないことになる。ただし利光氏は文学科について論じているのではない。文学科とともに神亀・天平の学制改革に際して新設されたと従来考えられてきた法学科(のちの明法道)について、その設立年代は和銅年間(708~714)まで遡り得ると主張されているのであって⁷⁾、法学科が和銅年間の設立なら文学科も同じ頃に設立されたと東野氏は「類推」されているのである。それでは東野氏の「類推」の根拠となった利光説の論拠は何かといえ

ば、約言すると結局次の二点に帰着する。

① 養老4年(720)2月4日格に「大学明法博士」「明法博士」の名称がみえること。

② 神亀3年(726)11月15日官符、和銅4年(711)10月10日口宣に見える「令師」は明法博士の別称と解されること。

この二点が確かに認められるなら、大学寮法学科⁸⁾の教官である明法博士が711年ないし720年以前に存在していたことになり、該学科の設立年代は神亀・天平を遙かに遡ることになる。しかし果して①②は承認し得るところなのであろうか、以下順を追って検討してみよう。

先ず①において養老4年2月4日格とされているものは、確かに『令集解』僧尼令任僧綱条および准格律条の二か所に見える。

(A) 養老四年二月四日格、問、大学明法博士越智直広江等、答、凡僧尼給公驗、其数有三、初度給一、受戒給二、師位給三、每給収旧、仍注毀字、但律師以上者、每遷任有告牒、不在収旧之例也⁹⁾。

(B) 養老四年二月四日格云、問、明法博士越智直広江等、答、凡僧尼給公驗、其数有三、初度給一、受戒給二、師位給三、每給収旧、仍注毀字、但律師以上者、每遷任有告牒、不在収旧之例¹⁰⁾。

このうち(A)、つまり任僧綱条に見えるものは『令積』の、(B)、つまり准格律条に見えるものは『讚記』の引用するところであるがほとんど同文である。両者が同じ文を引いていることは明らかで、もし「問」以下の文が養老4年2月4日格(以下単に養老4年格と略称)の内容であると考えてよいなら、720年当時明法博士が存在していたことは疑えないことになる。ただし文中の「明法」を攙入とする説もある¹¹⁾。その根拠はとくに示されていないが、もしこの攙入説が728年の明法博士新設を前提にして、それ以前には明法博士は存在しなかった筈だから養老4年格の「明法」は攙入だとするのであれば論外であろう。利光説では(A)(B)を根拠にして728年の明法博士新設が疑われているのであるから、疑問の対象となっている事柄を論拠に(A)(B)を否定すること、つまり「明法博士」を「博士」の誤記だとすることはむろんできない。ただ(A)(B)において明法博士とされている越智広江は『懷風藻』には「従五位下刑部少輔兼大学博士」と見え¹²⁾、また、721年(養老5)、政府から表彰を受けた学者14人の中に「明経第一博士」として名を列ねている¹³⁾。『懷風藻』に見える官位は彼の極官と考えられるので、広江が大学寮儒学科教官としてその官歴を終わっていることは確かである。また「明経第一博士」は大学寮教官を指すのではなく「その道の篤学の者と云ふ程の意味¹⁴⁾」、つまり儒学(明経)の領域における篤学者と解されている。これらの史料による限り彼が儒学畑の学者・教官だったことは明らかで、従って(A)(B)に見える「明法」を攙入と解する余地もないわけではない。しかし前引の如く彼は刑部少輔を兼ねたこともあり、また②の神亀3年11月15日官符では「令師」であったことが知られる。この令師が利光氏のいう如く明法博士の別称であるか否かについては後に考えるが、仮にそうでなかったにしても、とくに法律に深い造詣を要する職(ないしそのような人に与えられる称号)だったと考えられる。広江が儒学のみなら

ず法律にも精通していたことは確かであって、彼が明法博士に任じられた可能性もいかに否定できない。それゆえ(A)(B)の「明法博士」を「博士」の誤記と見なすこと、つまりその中の「明法」を攙入と解することは困難であるというほかはない。

それでは(A)(B)によって明法博士が720年当時すでに存在していたと断言できるかという、決してそうではない。上引の如く(A)では「養老四年二月四日格、問……答……」、(B)では「養老四年二月四日格云、問……答……」となっていて、一見すると「問」以下の文が養老4年格に引用された文であるかのように見えるが、実はこの文、具体的には「答」以下の文は養老4年格に引用されたものとは考え難い内容をもっているのである。この「答」は、明法博士越智広江が政府の諮問に答えた答申であって、僧尼の得度・受戒・師位叙任に際して政府が発給する文書(牒)の取扱いについて述べたものである。すなわち、度牒は戒牒発給の際に回収し、師位牒を発給するに際して戒牒を回収する、回収した度牒・戒牒には「毀」の文字を記入して廃棄文書であることの証拠とする、というのがこの答申の内容であるが、これを養老4年格に引用されたものと見なすことには、実は大きい困難が伴う。というのは、もしこの答申が養老4年格に引用されて格文の一部をなしているのであれば、答申内容であるところの度牒・戒牒の回収・廃棄の措置が720年当時すでに実施されていたか、あるいは養老4年格発布とともに実施されるに至ったかのいずれかでなければならぬ。前の場合には答申はすでに実施されていた措置を説明したもの、後の場合には新措置の実施を主張・勧告するものということになるが、とうていそのようには考えられない次のような史料が存在するのである。

治部省言、承前之例、僧尼出家之時、授之度縁、受戒之日、重給公験、抛勘灼然、真偽易弁、勝宝以来、受戒之日、毀度縁停公験、只授十師戒牒、此之為験、於事有疑、如不改張、恐致奸偽、伏望不毀度縁、永為公験者。許之¹⁵⁾。

この「治部省言」は弘仁4年(813)2月3日のものであるが、これによると広江の答申に見られたような度牒・戒牒の回収・廃棄措置がとられるようになったのは「勝宝以来」、つまり天平勝宝年間(749~758)のことであって、養老4年格においてでも、またそれ以前からでもない。勝宝以前には受戒後も度牒を廃棄しないことが「承前之例」として行われていたのである。それゆえこの「治部省言」による限り、広江の答申は養老4年格において採用・実施されたのでもなければ、また720年以前から実施されていたところを述べたものでもないのである。養老4年格は『類聚三代格』にも収載されておらず、また『続日本紀』にも該当記事がないので、その内容は全く不明であるが、少なくとも広江の答申を引用したものでなかったことは確かであろう。

それでは養老4年格と広江の答申との関係はどうかといえば、後者は前者についての意見を述べたものとするのが適当であろう。720年は僧尼の制度が整備された年だったようであって、1月4日には「始授僧尼公験」けられており¹⁶⁾、5月14日には「僧綱告牒式」が発布されている¹⁷⁾。その中間の2月4日に公布された養老4年格も、内容は不明ながらも恐らく僧尼に発給する文書に関する規定であったと推定される。広江の答申はこの格に対する意見または解釈を求められてそれに答えたものと考えられる。もしそうであるなら

ばこの答申の成立が720年以降であることにはなるが、これをもって720年当時広江が明法博士であったとか、明法博士の職がすでに成立していたとか主張する根拠とすることはできない。(A)(B)ともに養老4年格の本文を省略した形で引用したため、広江の答申を格文に引用されたものとする誤解が生じたものであって(なお(B)の「養老四年二月四日格云」は「格云々」の誤記の可能性もある)、720年に明法博士が存在したとする説は、結局この誤解に基づくものといわざるを得ないのである。

明法博士設立年時を神亀・天平以前に求める利光説の論拠の一つ①が以上のように成り立ち得ないとすれば、今一つの論拠②はどうか。令師の語の現われる神亀3年11月15日官符、和銅4年10月10日口宣は他の史料には見えないものの、内容的にはいずれも当該年時のものとして疑うべき点は含まれていない。従って726年および711年当時令師なる職(あるいは称号)が存在したことには疑問の余地はなく、問題はかかって令師が明法博士の別名と考え得るか否かにある。利光氏が令師を明法博士の別名とする論拠はおよそ次の四点にまとめることができるので¹⁸⁾、以下逐次これを検討してみたい。

(i)『拾芥抄』は「律師」を明法博士の別称としているが、令師は「明らかにこの『律師』と同意異語である」から、令師もまた明法博士の別名と考えられる。(ii)律令は原則として師を「技術官」の職名、博士を「教育官」の名称としているが例外もある。師の名を有する教育官や技術官にして教育官を兼ねるケースもあり、令師が「明法博士の別名である可能性は大いにある」。(iii)「名例律」に見える「見受業師」は「技術官にあらずして教育官を意味して」おり、「師なる語は博士なる語と同意義に用いられることがあった」ので、令師は明法博士と同意義と考え得る。(iv)神亀3年11月15日官符に令師として現われる越智広江・塩屋古麻呂が他の史料では明法博士となっていることも、令師が明法博士であることを意味する。

このうち(i)は余り有力な論拠ではない。『拾芥抄』は遙か後世の史料であるから、同書の記述を直ちに八世紀にまで遡らせて適用し得ないことはいうまでもない。利光氏もこのことは考慮されていて、「拾芥抄にみえるかかる用語例は、神亀以前にまでこれを遡らしうるものであろうか」と疑問を呈した上で、(ii)以下の論旨を展開されているのである。(ii)は氏が最も力説されたところのようであって、確かに博士と師の用語例は大筋に関しては氏のいわれるとおりである。しかし単に師の名称を有する教育官の例が他にありというだけの理由によって令師が教育官であり明法博士の別称であるという結論を出すとなれば、それは論理の飛躍ではないであろうか。氏は令師が「明法博士の別名である可能性は大いにある」と慎重な言い方をしておられるが、別名でない可能性もないわけではないのである。師の名称をもつ官職がことごとく教育官あるいは教育官兼技術官であるのならともかく、原則は氏もいわれるとおり博士が教育官、師が技術官なのであるから、令師がその例外に属するか否かを見きわめるためには、博士や師の名称をもつ諸官職についてもう少し丁寧に考えて見る必要がある。

第1表は、博士・師の用例について考えるため、養老の「職員令」に見える博士13、師23、計36(地方官を除く)を、それに対応する「生」(学習者)とともに列挙したもの、第

第1表 「職員令」に見える博士と師

所 属	博士・師	位 階	定員	職 務	生	定員	職 務
陰 陽 寮	陰陽博士	正七位下	1	掌教陰陽生等	陰 陽 生	10	掌習陰陽
	曆 博 士	從七位下	1	掌造曆及教曆生等	曆 生	10	掌習曆
	天文博士	正七位下	1	掌候天文気色有異密封及教天文生等	天 文 生	10	掌習候天文気色
	漏刻博士	從七位下	2	掌率守辰丁伺漏刻之節			
大 学 寮	博 士	正六位下	1	掌教授經業課試学生	学 生	400	掌分受經業
	助 教	正七位下	2	掌同博士			
	音 博 士	從七位上	2	掌教音	[学 生]	[400]	
	書 博 士	同 上	2	掌教書	[書 学 生]		
典 藥 寮	医 博 士	正七位下	1	掌諸藥方脈經教授医生等	医 生	40	掌学諸医療
	針 博 士	從七位下	1	掌教針生等	針 生	20	掌学針
	案摩博士	正八位下	1	掌教案摩生等	案 摩 生	10	掌学案摩療傷折
	呪禁博士	從七位上	1	掌教呪禁生	呪 禁 生	6	掌学呪禁
雅 楽 寮	歌 師	從八位上	4	掌教歌人歌女、掌臨時取有声音堪供奉者教之	歌 人 歌 女	30 100	
	舞 師	同 上	4	掌教雜舞	舞 生	100	掌習雜舞
	笛 師	同 上	2	□	笛 生	6	掌習雜笛
	唐 楽 師	同 上	12	掌教楽生	(唐) 楽 生	60	掌習楽
	高麗楽師	同 上	4	准唐楽師	(高麗) 楽 生	20	准唐楽生
	百濟楽師	同 上	4	同 上	(百濟) 楽 生	20	同 上
	新羅楽師	同 上	4	同 上	(新羅) 楽 生	20	同 上
	伎 楽 師	同 上	1	掌教伎楽生			(伎楽生以楽戸為之)
腰 鼓 師	同 上	2	掌教腰鼓生			(腰鼓生准伎楽生)	
典 藥 寮	藥 園 師	正八位上	2	掌知薬性色目種採薬園諸草及教薬園生	薬 園 生	6	掌学識諸薬
陰 陽 寮	陰 陽 師	從七位上	6	掌占筮相地			
画 工 司	画 師	大初位上	4				
主 計 寮	算 師	從八位下	2	掌勘計調庸及用度			
主 税 寮	算 師	同 上	2	掌勘計租税			
織 部 司	挑 文 師	大初位下	4	掌挑錦綾羅等文			

所 属	博士・師	位 階	定員	職 務	生	定員	職 務
典 薬 寮	医 師	従七位下	10	掌療諸疾病及診候			
	針 師	正八位上	5	掌療諸瘡病及補写			
	案 摩 師	従八位上	2	掌療諸傷折			
	呪 禁 師	正八位上	2	掌呪禁			
内 染 司	染 師	少初位上	2				
左衛門府	医 師	正八位下	1				
左衛士府	医 師	同 上	2				
左兵衛府	医 師	従八位上	1				

注) 外官は除く。位階は「官位令」、他は「職員令」による。配列は博士、教授を司る師、その他の師の順とした。空欄は規定のないこと、□は欠字を示す。〔 〕内は「学令」の規定に、()内は本注に基づき補った。

2表はこれを所属官司・職名・職掌別に整理・集計し直したものであるが、先ず第1表から判ることの一つは、博士・師を問わず「掌教……」を職務とする官職——利光氏のいわゆる「教育官」——に対応して、「掌習……」「掌分受……」「掌学……」を任務とする「生」が存在することである。それゆえ令師が明法博士のような教育官であったとすれば、それに対応する「令生」が存在した筈である。しかし令生の存在を示す史料は皆無である。その上現存史料からうかがわれる令師の活動はすべて法律に関する諮問に対する答申の提出のみであって、その教育活動を示す史料は全く存在しない。それゆえ令師を教育官と見なすことはすこぶる困難であるというほかはない。第二に、博士の名称を有する教育官の相当位階は、案摩博士(正八位下)を除きすべて七位以上であるのに対し、師名称の教育官はことごとく八位である。令師に相当位階が定められていたか否かは明らかでないが、知られる限りの令師の位階は最高が正五位下、最低が正七位下であって¹⁹⁾、師名称の教育官より遥かに高位である。むろん官位相当制の位階と現実の位階とは異なり、後者が高位であるのがふつうであるが、この点を考慮に入れても令師の位階と師名称教育官の位階との差

第2表 博士と師の所属別・職掌別

職 名 所 属	博 士			師			合 計
	教 育	教育兼技術	技 術	教 育	教育兼技術	技 術	
陰 陽 寮	1	2	1	0	0	1	5
大 学 寮	5	0	0	0	0	0	5
典 薬 寮	3	1	0	0	1	4	9
雅 楽 寮	0	0	0	9	0	0	9
そ の 他	0	0	0	0	0	8	8
計	9	3	1	9	1	13	36

は余りにも大きい。ただ師名称の技術官には七位のものも存在するので（陰陽寮陰陽師，典藥寮医師），単に位階という点からいうと令師は師名称の教育官よりも技術官に近い存在だといえるかもしれない。第三に，第2表において歴然としている如く，師名称の教育官はすべて雅楽寮に所属しており，教育兼技術官（薬園師）が典藥寮に所属しているのを唯一の例外として，他の官司には師名称の教育官は全く存在しない。令師がもし教育官であれば所属したであろう大学寮には，教育官，技術官を含めて師名称の官職は一切ない。少なくとも官職名としての師という名称は大学寮には違和的なものだったようにも思われ，歌舞音曲を教えた雅楽寮諸師が師名称を有していたという事実は，令師が教育官であることの傍証とはなり難いのである。要するに博士名称・師名称を有する他の官職との比較や類推からは，令師が明法博士と同じく教育官であるという結論は導き出せないのであって，利光氏の主張する (ii) は到底成り立ち得ないというほかはない。

次に氏が (iii) において見受業師が「教育官を意味している」とされるのも，また問題である。受業師料の規定²⁰⁾ 中に見える「本受業師」は，国博士・国医師の学生時代の旧師，具体的には大学寮・典藥寮の「教育官を意味している」が，「名例律」にいうところの見受業師については，「見受経業大学国学者，私学亦同²¹⁾」と「律疏」は釈している。この釈に従えば，大学・国学の教育官のほかにも，教育官とは呼べない私学の教師——私立学校や私塾の教師，家庭教師を含むと考えられる——も見受業師に含まれているのであって，この場合の師が教育官より広義のものであることはいうまでもない。上引「律疏」は利光氏も引用しておられるのであるが，その中の「私学亦同」の句を見落されたのであろう。最後に (iv) は利光氏が補足的に提出しておられる論拠のようであるが，これまた首肯し難いところである。越智広江・塩屋古麻呂がある時期には令師であり，他の時期には明法博士であったことは事実であるが，同一人物が別の時期に二つの職名をもっていたということが，決してこの二つの職が同一のものであることを意味しないことは，余りにも明白である。

以上によって，令師が利光氏のいう如き明法博士の別名でないということが明らかになったと思われるが，それでは令師は如何なる存在であったかといえは，「令師という名称が奈良時代初期にしか見えず，しかも令師としての活動が現在徴し得る限りでは，令の施行細則の治定ということに限られている点から見て，彼ら明法家グループは当時令の細則の治定を主要任務とし，その点でことさら令師と呼ばれていたのではないか²²⁾」という，虎尾俊哉氏の所説に聞くべきではないかと思われる。また「明法博士が正式の官職であるのに対し，『令師』は官職名ではない。博士の方は他官と兼任の記載において『兼』の字が見える（懐風藻など）が，『令師』は位階の上に置かれて『兼』字が見えない²³⁾」との嵐義人氏の指摘も，示唆するところが極めて多い。

結局のところ利光氏が大学寮法学科の和銅年間設立を主張するために提出された論拠①②はいずれも成立しないのであって²⁴⁾，さらにこの利光説から「類推」して文学科の奈良時代初期設立を主張された東野氏の新説も，「類推」の根拠が否定された以上同じく成り立ち得ないというほかはないのである。もっとも利光氏は，和銅年間設立の「推定は，あ

くまでも明法科の設立年代のことにのみ限定せられる²⁵⁾と述べており、東野氏の「類推」はどこまでも氏独自の主張なのであるが、こんご新史料なり新論拠なりが別に提出されない限り、文学科の設立年代に関してはやはり従来の通説が維持せられて然るべきであろう。

注

- 1) 拙著『大学寮と古代儒教』(1968年) p.40 ff. 高明士『日本古代学校教育の興衰と中国の関係』(1977年) p.94.
- 2) 桃裕行『上代学制の研究』(1947年) p.28.
- 3) 大久保利謙『日本の大学』(1943年) p.31. 桃裕行『上代学制の研究』p.30. 村上唯雄「大学寮学制の変遷について」(『熊本大学教育学部紀要』4号, 1956年3月)
- 4) 拙著『大学寮と古代儒教』p.47 ff.
- 5) 東野治之「奈良時代における『文選』の普及」(同氏『正倉院文書と木簡の研究』1977年, p.219. 初出は大阪歴史学会編『古代国家の形成と展開』1976年).
- 6) 東野治之「奈良時代における『文選』の普及」(同氏『正倉院文書と木簡の研究』p.212).
- 7) 利光三津夫「明法科の創置」(同氏『律令制とその周辺』1967年, p.117 ff. 初出は『法学研究』巻39, 3号, 1966年3月)
- 8) 利光氏は「明法科」と呼んでいるが、貢奉の科目名としての「明法科」とまぎらわしいので、本稿では「法学科」と呼ぶ。
- 9) 『令集解』巻8, 僧尼令, 任僧綱条(『新訂増補国史大系』[以下『国史大系』と略称]巻23, p.232)
- 10) 『令集解』巻8, 僧尼令, 准格律条(『国史大系』巻23, p.242).
- 11) 布施弥平治『明法道の研究』(1966年) p.169.
- 12) 『懐風藻』(『群書類従』第8輯, p.437).
- 13) 『続日本紀』巻8, 養老5年1月27日(『国史大系』巻2, p.84).
- 14) 桃裕行『上代学制の研究』p.26.
- 15) 『日本後紀』巻22, 弘仁4年2月3日(『国史大系』巻3, p.122).
- 16) 『続日本紀』巻8, 養老4年1月4日(『国史大系』巻2, p.79).
- 17) 『令集解』巻8, 僧尼令, 任僧綱条(『国史大系』巻23, p.232).
- 18) 利光三津夫「明法科の創置」(同氏『律令制とその周辺』p.120 ff.).
- 19) 『令集解』巻13, 賦役令, 舍人史生条(『国史大系』巻23, p.416).
- 20) 『類聚三代格』巻5, 加減諸国官員并廃置事, 天平宝字元年11月9日勅(『国史大系』巻25, p.203).
- 21) 『律』巻1, 名例律, 不義(『国史大系』巻22, p.4).
- 22) 虎尾俊哉「『例』の研究」(坂本太郎博士還暦記念会編『日本古代史論集』下, 1962年, p.215).
- 23) 嵐義人「八十一例(校異・拾遺・参考・覚書)」(『国書逸文研究』6号, 1981年2月).
- 24) 利光説の①に対しては野村忠夫氏がつとに批判されており、養老4年格に見える「大学明法博士」は「明経学を本領としながら、律令の講授と法制上の勘申を兼ねた職能を与えられた『大学博士』の意味ではなかったか」とされているが、類似の例は他に見られないようであり、やや無理な解釈かと思われる(野村忠夫「明法試の成立」, 同氏『律令政治の諸様相』1968年, p.232. 初出は『古代学』巻14, 1号, 1967年10月)
- 25) 利光三津夫「明法科における法学教育」(同氏『律令制とその周辺』p.127. 初出は『法学研究』巻39, 4号, 1966年4月).

II

大学寮の各学科は、当初から存在した儒学専攻の課程および数学専攻の課程はもちろ

ん、神亀・天平の学制改革に際して新設された漢文学・中国史専攻課程や法律専攻課程も、元来正式の名称をもたなかった。各学科が明経道（儒学科）・算道（数学科）などという正式名称をもつようになるのは9世紀以降のことであるが、文学科に関しては若干曖昧な点があった。10世紀以後になると文学科はふつう紀伝道と呼ばれるようになるが、9世紀におけるその呼称には必ずしも明確でない点がある。他の三学科すなわち儒学科・法学科・数学科の場合は、正式学科名と教官・学生・校舎名が一致している。例えば儒学科の正式名称は明経道、教官は明経博士、学生は明経生、校舎は明経道院であるが、文学科の場合紀伝道という学科名は、教官（文章博士）、学生（文章生）、校舎（文章院）の名称と一致しない。また後述の如く9世紀には文章道と呼ばれた形跡もあった。そのため従来の、とくに戦後の大学寮研究においては紀伝道と文章道という二通りの呼称が用いられていて混乱があった¹⁾。この混乱を正そうとされたのが桃裕行氏であって、氏はかつて次のように述べて文学科の正式名称は紀伝道をもってすべきことを提言された。

文章道とは、文章博士、文章生などから安易に（或は高橋氏あたりによってか）呼び始められた名称であった。……しかし事實は文章道と言ふ名称はなく、文章博士・文章生から成る学科は、紀伝道と呼ばれてゐたのである。……私はそれまですでに文章道の語を使って書いて居たが、著書にまとめるに当って、極力文章道を紀伝道と書改めた。ただ「道」観念成立前にまで遡ることを避けた為に不徹底に終つて了つた。今ではもっと徹底さす可きであつたと考へてゐるし、又その後さうして来て居る。今日人の書いたものを見てみると、「紀伝道」と「文章道」とを並列させて居ることがある。これは困る、紀伝道だけで宣しいのである。それから、文章道と書かれたものがある。これは紀伝道と書き換へてはしく私は思ふのである²⁾。

この提言がどの程度受け入れられたのか審かにしないが、先述の如く氏は『上代学制の研究』の復刻改訂版発行に際し、上記提言を再度繰り返しておられる。

史料の上で、「紀伝」又は「紀伝道」という字面を追跡した結果、当時学科を呼ぶ言葉として、「紀伝道」はあつても「文章道」はないことが分つた（『本朝文粹』二、菅原文時封事三箇条の第三条に見える「文章道」は学科の各称ではない。学科の名称としての用例を私は小中村清矩『陽春廬雜考』巻六、明治二十年三月稿の「古代文学論」に見出したが、或いはもっと遡り得るであろう）。文章博士・文章生等から成る学科を紀伝道と呼ぶのは、その名称の発生時点におけるこの学科の内容たる史学・文学のうち何れに重点を置いて考えたかによるものであろう。私はこれを「紀伝道の成立」にまとめ、その後書いた分は「紀伝道」に統一し、それまでに書いた分は、本にする段階で改めて行つた。……今日多くの人の書いたものを見ると、紀伝道ともいい、文章道ともいうとしたり、或いは両者を別のものとして並列させたりしている。史料の上では紀伝道に統一されて居り、これを使って何等不都合を感じない。よつて私は今回文章道の語は、全く使わないこととし、弁明の辞も書き換へた³⁾。

長い引用になつたが、桃氏が二度にわたつて主張されたところを仮に要約すれば、次の五点にまとめられるのではないかと思われる。以下この五点に即して、不十分ながら考え

てみたい。

- ① 大学寮文学科は史料の上では紀伝道と呼ばれている。
- ② 文章道という呼称は存在しない。
- ③ 従って大学寮の学科が「道」と呼ばれるようになって以後の文学科については、紀伝道の名で統一するべきである。
- ④ 文学・史学を内容とする文学科が紀伝道と呼ばれたのは、その名称発生時において史学が重視されたためであろう。
- ⑤ 文章道の用例は小中村清矩にあるが、高橋俊乗氏がこれを用いて以来、文章道という誤った呼称が用いられることが多くなった。

この五点のうち①②はほぼ同じことを表裏から述べられたものであるが、便宜①と②を分けて考えるに、先ず①については確かに10世紀以降においては桃氏のいわれるとおりである。「紀伝道」という語が完全な形で史料に現われるのは安和2年(969)8月11日の宣旨に引く博士十市有象解⁴⁾が最初であるが、さらにその5年前の964年(応和4=康保元)2月25日条『日本紀略』には「勅定、散位正五位下橋仲遠講日本紀、又尚復学生仰紀伝明経道可令差進之由、仰大学寮⁵⁾」と見える。文中の「紀伝明経道」が「紀伝道と明経道」の意味であることは明白で、これをもって紀伝道の史料上の初見と考えて差し支えないであろう。またこの「勅定」に基づき次の宣旨が出されている。文言には若干の相違があるが、宣旨中の「紀伝明経生」が「紀伝道の学生」(具体的には文章得業生・文章生・擬文章生を指すと考えられる)および「明経道の学生」(明経得業生・明経生)を指すことは、上引『日本紀略』の記事を照合すれば一見明らかなるところである。

左大臣宣、奉勅、宣令散位正五位下橋朝臣仲遠講日本紀、又仰大学寮、其尚復紀伝明経生等各一人令差進者

応和四年二月廿五日

大外記兼主税権助備後介御船宿祢傳説⁶⁾

以上の史料についてはすでに桃氏もふれておられるので⁷⁾詳しくは述べないが、とにかく康保・安和以後文学科が紀伝道の名で呼ばれたことは確かな事実と認められる。しかし桃氏によればこのことは、文学科を紀伝道と呼ぶことが康保・安和の頃に始まったということをも必ずしも意味しないのであって、氏は紀伝道という名称の始まりは貞観・元慶(859~884)頃であるとされている⁸⁾。ただし「紀伝道」という語の初見は上述の如く969年であり、それ以前には単に紀伝という語が現れているにすぎない。それゆえ桃氏のように考えてよいか否かを確かめるためには「紀伝」の語の用語例を明らかにして、「紀伝」が「紀伝道」を意味することが何時頃から始まるかを確定することが必要である。

一体この語の用例はかなり多様であって、(i)大学寮文学科を指すとは考えられないもの、(ii)文脈上「紀伝道」の「道」を省略したと認められ、従って文学科を指すと考えられるもの、(iii)文学科よりも広い範囲を指すと考えられるもの、の三通りがあるようである。(ii)の初見が何時であるかが当面の問題であるが、それに先立って(i)(iii)のケースにごく簡単にふれておくならば、先ず紀伝の語が最初に現われるのは「明経紀伝及陰陽医家諸才能之士、賜采各十絢⁹⁾」という天応元年(781)の学者表彰の記事においてであ

る。ただしこの明経紀伝は学者の専攻分野を示しており、大学寮の学科を指すものではない。(i)の例と考えるとよいであろう。(iii)に属するものとしては遙か後世の史料ではあるが、『官職秘抄』が「諸道官」条の「紀伝」の項に大内記・少内記・式部輔・大学頭・文章博士・東宮学士等を列挙しているケースがある¹⁰⁾。この紀伝が大学寮文学科よりも広い範囲を指していることはいうまでもない。

さて(ii)の初見、つまり紀伝の語が紀伝道の意味で用いられた最初の史料としては、すでに桃氏も引いておられるところの、(A)大極殿火災に際し廃朝の可否を「明経紀伝博士等」に諮問したという『三代実録』貞観18年(876)4月11日の記事がある¹¹⁾。この諮問に対しては、博士・助教・直講等5名の儒学科教官全員と文学科教官全員2名が答申しており、「明経紀伝博士等」が儒学科と文学科の教官を指すこと、即ち両者がそれぞれ明経博士、紀伝博士と呼ばれていることが判明する。しかもこの明経博士が博士(儒学科の筆頭教官)の別名でないことは、助教・直講が明経博士として答申に加っていることから明白であって、つまりここにいう明経博士は明経道の教官を意味し、従って紀伝博士も紀伝道の教官と解せられるのである。またこれも桃氏がすでにふれておられるが、(B)『三代実録』元慶元年(877)4月1日条の「明経紀伝明法等博士」、(C)同元慶3年(879)5月7日条の「明経紀伝生」も¹²⁾、それぞれ明経道・紀伝道等の教官・学生を指すと考えてよい。要するにこれら諸史料中の「紀伝」は桃氏のいわれる如く「紀伝道」を意味するのであって、876年以降文学科が紀伝道と呼ばれていたことはほぼ疑い得ないところである。

② それでは紀伝道と呼ばれるようになった文学科が文章道と呼ばれることが全くなかったかといえ、この点に関しては桃氏の所説に若干の疑問をさしはさむ余地がないわけではない。文学科を意味する「文章道」という語が史料上に見えないのは桃氏のいわれるとおりであるが、実は「文章道」の「道」を略したのではないかと思われるケースが若干存在するのである。学科名ではなく学問分野を指すと考えられる「文章」の用語例は、Iでふれた721年の学者表彰記事を始め『続日本紀』に散見するが¹³⁾、むろんそれらを問題にしているのではない。桃氏が引かれなかった(D)『三代実録』貞観13年(871)10月21日条に「明経文章等博士」¹⁴⁾の語が見えるが、この「博士」は応天門の変後に門名改称の是非について諮問を受けた人たちであって、儒学科からは博士・助教が、文学科からは文章博士が答申している。上引貞観18年、元慶元年の場合と類似のケースであり、上引箇所に見える「紀伝」を「紀伝道」の略と考え得るなら、この「明経文章等博士」も明経道・文章道の教官と解すべきであって、即ちこの「文章」は「文章道」の「道」を省略したものを見てよいのではないだろうか。

また元慶8年(884)2月25日付の菅原道真奏状中の「文章」も「文章道」を指すのではないかと思われる。必要箇所のみを引用すると次のとおりである。

右謹検大学諸道博士、明経之学所習惟大、故官無暫曠、五人全備、算明法書音等生徒雖少、常補二員、文章則学業非小於明経、博士猶同書算、非唯乏少、又闕一員¹⁵⁾

文学科教官の欠員補充を要請したこの奏状は、「大学諸道博士」つまり大学寮各学科の

教官定員充足状況を比較して、「全備」「常補」「闕一員」などと述べている。それゆえここに見える明経・算・明法等の語は学問分野を指すよりは、大学寮の学科を指すと考えるのが穏当であろう。とくに算・明法等についてはその生徒数のことも論じているので、これを学科名でないと見なすことは困難である（書・音は独立の学科ではないが、後には書道・音道の語も生まれており、9世紀以後は学科に近い形になっていたと考えられている¹⁶⁷）。従って「文章則云々」の句は、「文章道はその学業が明経道より軽小ではない」という意味に解せられ、ここでも「文章道」の「道」を省略して文学科の呼称としていると見られるのである。

その他10世紀末の史料ではあるが、大江匡衡の藤原行成宛書翰中の「以文章宿学之咎、不給可給之官¹⁷¹」の「文章」は、学問分野を指すと考えることもできるが学科を指すと見る余地もある。この書翰にはもう一箇所「文章」という語が現れており（「文章者、天地之心」と見える）、それを学科名と解することはむろんできない。しかしこの書翰が書かれた1000年（長保2）当時匡衡は文章博士在任中であって、989年（永祥元）以来¹⁸在任10年をこえた。文章生補任以後永年文学科にかかわってきたこともいうまでもない。もしこれらの事実を指して「宿学」といったのであれば、「文章宿学」という場合の「文章」が文章道を意味すると考えることもあながちに不可能ではないであろう。ただ10世紀以降において文学科を文章道と呼んでいる確実な事例は他に見出されていないので、この匡衡のケースについての断定は差し控えたい。

従ってこのケースはともかく、叙上の他の二例に見られる「文章」はいずれも「文章道」を意味すると見て大過ないのではないだろうか。もしそう見られるならば、この二例の現われる時期は文学科が紀伝道と呼ばれ始めた時期とほぼ一致しているので、貞観・元慶頃には文学科に紀伝道・文章道の二つの呼称が併存していたということになる。「文章道」という三文字を具備したケースが史料上に見えないのは桃氏のいわれるとおりであり、また10世紀以降は紀伝道という呼称に統一されていくことは確かである。しかしそれに至らない9世紀末には、なお紀伝道・文章道の二名称が過渡的に併存したのではないだろうか。

なお①②の問題を考えるに当って一つ注意すべきことは、紀伝道・文章道をそれぞれ意味すると解し得る紀伝・文章の語が見える9世紀の史料の信頼限界の問題である。菅原道真奏状にはこうした問題はないであろうが、それ以外の上引(A)~(D)はいずれも『三代実録』の記事であり、いわば二次的な史料である。むろんこれらの記事が虚偽を伝えるものだというのではないし、それぞれ確実な原史料に基づく記録であることを否定するものでもない。しかし原史料の一言一句も変更なく記録されているわけでもない上に、どの語句に変更があったのかを明らかにすることもできない。(A)(B)(D)においては大学寮教官への政府諮問の中に「紀伝」「文章」の語が見えたのであるが、記録されている諮問は恐らく宣旨の形で出されたであろう諮問原文ではない（答申のみは原文と思われるものが引用されている）。また(C)は前年から始められて中断していた講日本紀が再開され「明経紀伝生」が新たに都講に任ぜられたとの記事であるが、都講差進を命じる宣旨にも

果して「明経紀伝生」の語があったか否かは確かめ難い(原「宣旨」とその記録との間に若干の文言の差がある例は、上述の964年の講日本紀の際にも見られた)。それゆえ当面問題となっているような、個々の語の存否を論じる場合には、(A)~(D)の如き史料に依存することには若干の危険が伴うことは否み難い。むろんこのようにいったからとて、文学科を文章道と呼んだ例と見られる道真奏状が一次史料であり、紀伝道という名称が二次史料にしか現われないということを根拠に、当時紀伝道の呼称が存在しなかったと断言するのではない¹⁹⁾。しかし9世紀末の文学科の正式名称として文章道という呼び方も存在したということが、少なくとも相当の重みをもっていえることにはなるであろう。

③ 紀伝道・文章道という語が現れるのが道観念成立以後であることは改めていうまでもないが、それでは道観念の成立は何時か。桃氏は「承和から貞観にかけて、学科を『道』を以て呼ぶこと」が成立したとし、『三代実録』貞観10年(868)滋野安成(安城)卒伝に見える「諸道人」を史料上の初見としておられる²⁰⁾。「諸道人」を「諸道の人」と訓じ「大学寮諸学科の人びと」と解されたものと思われる。しかし原史料には「安城尤好老荘、諸道人等受其訓説²¹⁾」とあり、桃氏のように読むと安成について老荘を学んだのが大学寮教官・学生のみということになる。あるいはまたこの記事が、彼が858年(天安2)侍従所で老荘を講じ文章生・学生等5人が聴講したこと²²⁾を指すのであれば、わずか5人の学生を「諸道の人」と呼ぶのは大袈裟であり、他に聴講者がいたとすれば「諸道の人」とはいえなくなる。彼のもとで老荘を学んだのは5人の学生や大学寮関係者のみではなかった筈であるから、この「諸道人」は恐らく「諸の道人」と読むべきであって、老荘を学ぶ人を「道人」と表現したものと見るのが適切であろう。それゆえ学科が道と呼ばれた史料上の初見は868年ではなく、871年(貞観13)8月25日制定の「貞観式」であろう。『三代実録』仁和元年(887)3月15日条に「式云、諸国博士医師者、奉試及第并其道博士等並共挙申為受業、自余為非業²³⁾」とあって「其道博士」の語が見え、同年12月27日官符にも「音書算三道博士²⁴⁾」の語が見出されるのである。

このように道の初見が871年、先述の如く紀伝道の初見がそれから5年後の876年であるとすると、この頃から大学寮の各学科が明経道・紀伝道などと呼ばれるようになったとする桃氏の主張は改めて確認できることになる。なお文学科については文章道の名称も用いられたことは既述のとおりであるが、それではこれ以前に各学科は全く名称を持たなかったかという点、確かに設立当初の各学科に特別の名がなかったことは前に述べたとおりである。ただ『日本紀略』延暦11年(792)閏11月20日条に「勅、明経之徒、不可習音、発声誦読既致訛謬、宜熟習漢音²⁵⁾」とある「明経之徒」は儒学科の学生の意味であって、ここでは儒学科が単に「明経」と呼ばれていたらしいことがうかがわれる。他の諸学科の名称については徴すべき史料を見出し得ていないので全くの推測になるが、文学科あるいは「文章」と呼ばれていたのかもしれない。少なくとも「紀伝」でなかったことは確かであろう。808年(大同3)~834年(承和元)には、紀伝博士・紀伝得業生・紀伝生から成る学科(史学科)が文学科とは別に設けられていたからである²⁶⁾。

④ 文学科が紀伝の名で呼ばれるようになるのは、むろん史学科が廃止され、紀伝博士

の定員が文章博士に振り向けられるようになって以後のことである。しかしこれ以後文学科においてとくに史学（中国史）が重んぜられるに至り、その結果紀伝道という学科名称が生じたのかどうかについては、それを明快に証明し得る史料はないようである。文学科の教科書は恐らくその設立以来三史と『文選』とであって、史学科廃止によって教科書が変わったわけではない。三史以外に『晋書』が講義されたこともあったが²⁷⁾、それとてとくに史学の重視とまではいえないであろう。それどころか、当時の文章生の学習内容として記録されているところを見ると、史学よりも文学が重視されていたようにさえ思われる。第3表は9世紀に編述された国史、即ち『日本後紀』（840年）、『続日本後紀』（869年）、『文徳実録』（879年）の薨卒伝に見える文章生経験者18名中、文章生としての学習についての記載のある人5名をあげたものである。事例数が少ないので決定的なことはいえない

第3表 9世紀の国史薨卒伝に見える文章生の学習

氏名	文章生としての学習	薨卒年月日	典拠
上毛野頼人	稍習文章生小史事	821・8・18	『日本後紀』20逸文(『類聚国史』66)
甘南備高直	少為文章生能属文	836・4・8	『続日本後紀』5
藤原愛発	為文章生屢献应詔之詩	843・9・13	同上, 13
藤原関雄	奉文章生試及第……少習属文	853・2・14	『文徳実録』5
藤原諸成	為文章生……暗誦文選上帙	856・4・18	同上, 8

が、これらの人に関する限り大部分が史学よりも文学を学んだことがとくに記述されている。文章生は実際には文学・史学の双方を学んだ筈であるのに文学学習に重点をおいた記述がなされているのは、これらの薨卒伝が依拠した原史料がすでにそうになっていたためかもしれないが、同時に薨卒伝が時代風潮や編述者の価値判断をよく反映していると指摘されていることと関係があるかもしれない²⁸⁾。朝野鹿取（『日本後紀』）、春澄善繩（『続日本後紀』）、菅原是善（『文徳実録』）など9世紀の文学科を代表する人物がこれら国史編述の中心的役割を果している事実を考え合わせると、当時の文学科内に史学重視の傾向がどの程度高まっていたのか、疑問としないわけにはいかないようである。文学科が9世紀後半に至って紀伝道と呼ばれるようになった理由については、今後の検討に俟つ点が多いのである。

⑤ 最後に、文章道という呼称が戦後の研究者の間で用いられるようになった経緯については、桃氏のいわれるところが大筋において当てているようである。中世はもちろん近世においても大学寮文学科は紀伝道と呼ばれており²⁹⁾、明治初期の日本教育史書もこれを継承している³⁰⁾。桃氏によれば文章道の用例は小中村清矩に見出されるといわれるが、それは教育史書には採り入れられなかったらしい³¹⁾。文章道の語を初めて使用した研究者は、やはり高橋俊乗だったといつてよいようである。ただし『日本教育史』（1923年）では紀伝道・文章道の両語を併用しているが、『日本教育文化史』（1933年）では専ら文章道の語を用いている³²⁾。高橋俊乗が日本古代・中世教育史研究に残した足蹟は大きいだが、その業績には再検討を要するものが含まれていることも確かであって、文学科の呼称の問題も

またその一つだといって差し支えないであろう。

以上、大学寮文学科の設立年代およびその正式呼称という基礎的な問題に関する東野氏（および利光氏）、桃氏の提言に対していささかの考察を試みた。諸氏の論旨を的確に把握せず妄評にわたる点もあったかもしれないが、ひたすらご寛恕をお願いしたい。

注

- 1) 在来の研究には、文学科の呼称として(A)紀伝道の語を用いるもの、(B)文章道の語を用いるもの、(C)紀伝道・文章道を併用するもの、(D)紀伝道は文章道に含まれるとするもの、の四通りがあった。それぞれ一つ宛あげると、(A)和島芳男「上代貴族の学問について」上、『神戸女学院論集』巻6, 1号, 1959年6月), (B)堀内秀晃「平安初期の大学寮」(『国語と国文』巻50, 10号, 1968年10月), (C)村上唯雄「文章院の設立年代に就いて」(『熊本大学教育学部紀要』5号, 1957年3月), (D)柴田実「平安時代前期の歴史思想」(日本思想史研究会編『日本における歴史思想の展開』1965年所収), また研究書では多賀秋五郎『唐代教育史の研究』(1953年)が(B), 川口久雄『平安朝漢文学史の研究』上, (1959年)が(C), (ただし川口久雄『平安朝の漢文学』1981年では(A)に変わっている), 通史(教科書)では唐沢富太郎『日本教育史』(1953年)が(A), 尾形裕康『日本教育通史』(1960年)が(B)である。
- 2) 桃裕行「古事類苑と上代学制」(『古事類苑月報』6, 1967年9月)。
- 3) 桃裕行『上代学制の研究』(1983年復刻版)「復刻のあとがき」, p. 5 ff.
- 4) 『類聚符宣抄』巻9, 応准得業生令課試藤原右賢事(『国史大系』巻27, p. 267)。
- 5) 『日本紀略』後篇4, 康保元年2月25日(『国史大系』巻11, p. 91)。
- 6) 『類聚符宣抄』巻9, 応令橋仲遠講日本紀事(『国史大系』巻27, p. 244)。
- 7) 桃裕行『上代学制の研究』p. 146.
- 8) 桃裕行『上代学制の研究』p. 144.
- 9) 『続日本紀』巻36, 天応元年11月18日(『国史大系』巻2, p. 478)。
- 10) 『官職秘抄』下(『群書類従』第5輯, p. 588 f.)。
- 11) 『三代実録』巻28, 貞観18年3月11日(『国史大系』巻4, p. 373)。
- 12) 『三代実録』巻31, 元慶元年4月1日, 巻35, 元慶3年5月7日(『国史大系』巻4, p. 399, p. 452)。
- 13) 『続日本紀』巻7, 養老5年1月27日, 巻21, 天平宝字2年11月26日, 巻31, 宝龜2年11月24日(『国史大系』巻2, p. 84, p. 257, p. 396)。
- 14) 『三代実録』巻20, 貞観13年10月21日(『国史大系』巻4, p. 299)。
- 15) 『菅家文章』巻9, 請被補文章博士一員闕共済雑務状(『日本古典文学大系』72, p. 566)。
- 16) 桃裕行『上代学制の研究』p. 119 ff.
- 17) 『本朝文粹』巻7, 返送貞観政要於藏人頭藤原行成朝臣状(『国史大系』巻29下, p. 173)。
- 18) 『二中歴』第2, 儒職歴, 文章博士(『改訂史籍集覧』23, p. 42)。
- 19) 仮に百歩ゆずって、(A)~(D)に見える「紀伝」「文章」の語がことごとく『三代実録』編述者の書き加えたものであったにしても、『三代実録』の編述は901年(延喜元)のことであるから、それらの呼称の初見年時はせいぜい30年余り降るにすぎない。
- 20) 桃裕行『上代学制の研究』p. 108, p. 144.
- 21) 『三代実録』巻15, 貞観10年6月11日(『国史大系』巻4, p. 233)。
- 22) 『文徳実録』巻10, , 天安2年3月15日(『国史大系』巻3, p. 113)。なお滋野安成については栄原永遠男「滋野氏の家系とその学問」(『和歌山県史研究』8号, 1981年1月)参照。
- 23) 『三代実録』巻47, 仁和元年3月15日(『国史大系』巻4, p. 584), 『式逸』下, 「貞観式」式部省(『続々群書類従』6, p. 546)。
- 24) 『類聚三代格』巻5, 応加増算博士位階事(『国史大系』巻25, p. 224)。
- 25) 『日本紀略』前篇, 巻13, 延暦11年閏11月20日(『国史大系』巻10, p. 266)。

- 26) 『類聚三代格』巻4, 紀伝博士事, 応加置文章博士一員事 (『国史大系』巻25, p.158).
- 27) 『文徳実録』巻10, 天安2年6月20日, 山田春城卒伝 (『国史大系』巻3, p.118).
- 28) 亀田隆之『日本古代制度史論』(1980年) p.296.
- 29) 伊藤梅宇『見聞談叢』(岩波文庫版, p.118), 真野味繩『本朝学原浪華抄』巻2 (『続々群書類従』10, p.500).
- 30) 『日本教育史略』(1877年, 『明治文化全集』巻18, p.323), 佐藤誠実『日本教育史』(1888年, 1943年版, p.79 ff.).
- 31) 能勢栄『内外教育史』(1893年, p.52), 白石正邦『日本教育史』(1910年, p.61)などの当時著名だった教育史書はいずれも文学科を紀伝道と呼んでいる。
- 32) 高橋俊乗『日本教育史』(1923年), p.93, p.97. 同『日本教育文化史』(1933年) p.68. なお拙著『大学寮と古代儒教』(p.80)では文章道を正式呼称, 紀伝道を別称としたが, 10世紀以降については紀伝道を正式呼称と改めたい。